

平成27年7月

各 位

林材業互助会
理事長 角 田 透

林材業互助会への加入ご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から林業・木材製造業の振興と労働災害の防止にご尽力いただいておりますことに心より敬意を表します。

さて、林材業互助会は、労災保険の上乗せ補償制度を効率的かつ適正に運営することを目的として事業を行っております。

造林、伐木造材、集運材、製材などの作業には常に危険が伴います。もとより災害はあってはならないものであり、労働災害の防止には不断の努力が欠かせませんが、同時に不測の災害に備え、労災保険の上乗せ補償制度に加入しておくことが重要であります。

林材業互助会は、会員事業場の皆様に安心して本制度をご利用いただき、事業経営の安定と従業員の福祉の向上が図られるよう努めてまいります。

平成27年10月1日からの、第7期林材業互助会の加入手続き等ご留意いただきたい事項を別紙のとおりご案内申し上げますので、内容をご高覧いただき、是非とも林材業互助会にご加入いただきますようお願い申し上げます。

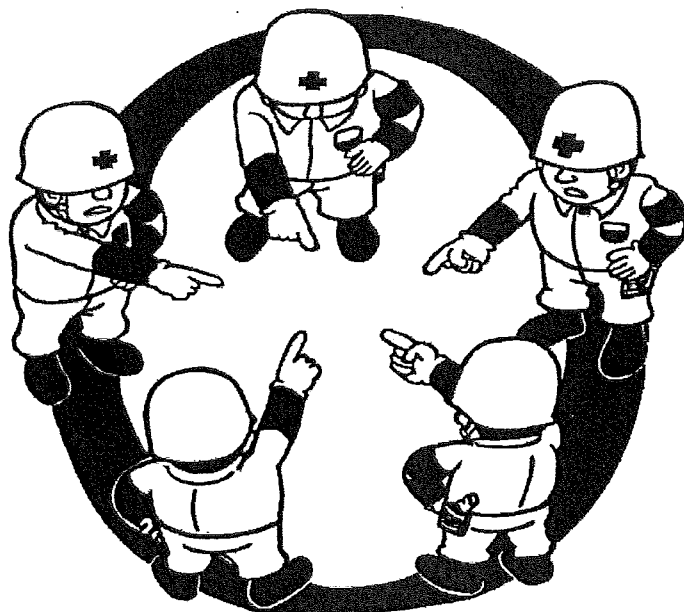
なお、損害保険部分は「あいおいニッセイ同和損害保険㈱」が引受保険会社となっております。

敬具

労働災害上乗せ補償制度

ご加入のご案内

労災事故に十分な対策を！



安心して事業に専念するために加入しましょう！

本制度の特色

- ・本制度は政府労災保険（以下「労災保険」といいます）の上乗せを目的として、林材業互助会の「給付金制度」と、林材業互助会を保険契約者とし、林材業互助会の会員を加入者（被保険者）とする「労働災害総合保険」の団体契約で構成されております。
- ・「給付金制度」には、入院見舞金、死亡弔慰金の2つの給付があります。
- ・「労働災害総合保険」には、死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害に対する法定外補償保険金、災害付帯費用保険金*の3つの保険金があります。

*災害付帯費用保険金とは…死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害に対する法定外補償保険金の1級～7級が支払われる場合に事業主が支出を余儀なくされた費用（香典代・見舞品代・花輪代等）を事業主にお支払いするものです。

●互助会給付金制度加入期間：平成 27 年 10 月 1 日（木）午後 4 時から 1 年間

●保険期間（ご契約期間）：平成 27 年 10 月 1 日（木）午後 4 時から 1 年間

●加入締切日：平成 27 年 9 月 11 日（金）

●中途加入締切日：毎月 20 日

途中で加入される場合には、中途加入締切日の翌月 1 日午後 4 時から終期の 10 月 1 日午後 4 時までが互助会給付金制度加入期間および保険期間（ご契約期間）となります。

林材業互助会

● 「給付金制度」掛金および「労働災害総合保険」損害保険料

年間給付金制度掛金／損害保険料	業種区分		【A型】500万円	【B型】1,000万円
	製材業 (事業種類番号44)	合計掛金		4,750円
内訳		給付金制度掛金	650円	1,560円
		損害保険料	4,100円	7,940円
木材伐出業 (事業種類番号02)	合計掛金		23,920円	48,050円
	内訳	給付金制度掛金	550円	2,800円
		損害保険料	23,370円	45,250円
その他の林業 (事業種類番号03)	合計掛金		5,000円	10,000円
	内訳	給付金制度掛金	670円	1,610円
		損害保険料	4,330円	8,390円

- ・1事業場に属する従業員については、すべての方を同じ型でご加入ください。
- ・「年間給付金制度掛金／損害保険料」は従業員1名あたりの金額です。
- ・「年間給付金制度掛金／損害保険料」の算出の根拠となる従業員数は、「労働保険 概算・確定保険料申告書」の④常時使用労働者の人数と特別加入者（事業主）＊を合計した人数です。
- ・上記の損害保険料部分については、本制度における加入単位を政府労災保険等の加入単位である「事業場」とし、100以上の事業場が加入した場合の事業場数割引20%を適用して算出しております。実際に加入する事業場数が100よりも少ない場合は、保険料が変更となりますのでご注意ください。
- ・中途加入される場合は、保険期間終了時に損害保険料部分の確定精算が必要となりますのでご注意ください。
＊特別加入者（事業主）のみの加入はできませんのでご注意ください。

●補償内容

林材業互助会・給付金制度

会員の従業員（特別加入者・臨時労働者・アルバイトを含みます）が業務上または通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、入院期間に応じた「入院見舞金」をお支払いします。また、業務外災害または疾病による死亡の場合、「死亡弔慰金」をお支払いします。

支払事由	給付金の区分		給付金額
業務上または通勤途上の災害による入院	入院見舞金	<入院期間>	5万円 7万円
		・10日以上50日未満 ・50日以上	
業務外災害または疾病による死亡	死亡弔慰金		7万円

- ・業務上外、通勤災害の認定は労災保険の認定に従います。
- ・次の場合は給付金をお支払いできません。
 - ① 労災保険の給付を受けない場合（「死亡弔慰金」は支払われます。）
 - ② 職業性疾病（注）
 - ③ 戦争、暴動などの事変、および地震、噴火、津波
 - ④ 風土病
 - ⑤ 酒酔い運転、無資格運転をした従業員自身の災害
 - ⑥ 保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意による災害 など

（注）職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質、または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（例）粉じんによる「じん肺」、強烈な騒音による「耳の疾患」、タイピスト等の「手指のけいれん」、鉛、水銀、マンガン等による「中毒」

損害保険制度（労働災害総合保険）

会員の従業員（特別加入者*・臨時労働者・アルバイトを含みます）が保険期間中に、業務上または通勤途上の災害によって、身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被り、労災保険の給付が決定された場合に、労災保険の上乗せ補償金をお支払いします。

*特別加入者補償特約セット

次の補償金をご加入の申込区分に従い、保険金としてお支払いします。

死亡に対する法定外補償保険金	従業員が死亡した場合にお支払いします。
後遺障害に対する法定外補償保険金	従業員が後遺障害（労災保険の1級～7級）を負った場合にお支払いします。

- ・業務上業務外、通勤災害、後遺障害等級等の認定は、労災保険の認定に従います。
- ・保険金は、ご加入者である会員にお支払いします。従業員（遺族）には、会員から補償金としてお支払いください。保険金受領後、30日以内に従業員または遺族からの補償金受取証をご提出ください。
- ・お支払いする保険金の額は、ご加入者である会員の法定外補償規定等に基づく災害補償金のお支払責任額を上限として、この保険のお支払い限度額の範囲内でお支払いいたします。ご加入者である会員が保険の全部または一部を従業員（遺族）に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。
- ・本契約は「保険料確定特約」がセットされていますので、ご契約時に把握可能な最近の労働年度（1年間）の常時使用労働者の人数（保険料算出の基礎数値）に基づいて算出した保険料を領収いたします。^(注1)
 - 保険期間中に確定精算方式へ変更することはできません。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - お申込み時にご申告いただいた「加入申込書 兼 従業員数告知書」の数値は、現時点で把握可能な最近の労働年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
 - 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合^(注2)には、この特約はセットできません。この場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。
 - ご契約を保険期間中に失効・解除・解約した場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 - 特別加入者は、ご契約時の人数に基づいて算出した保険料を領収いたします（確定保険料）。

(注1) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(注2) 企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とすることには、この特約はセットできません。

	支払事由	保険金の区分	加入申込区分		
			【A型】 500万円	【B型】 1,000万円	
保険金額 (従業員1名につき)	業務上または通勤途上* ¹ の災害による死亡または後遺障害	死亡に対する法定外補償保険金	500万円	1,000万円	
		後遺障害に対する法定外補償保険金	後遺障害 第1級	500万円	1,000万円
			〃 第2級	500万円	1,000万円
			〃 第3級	500万円	1,000万円
			〃 第4級	200万円	400万円
			〃 第5級	100万円	200万円
			〃 第6級	50万円	100万円
	〃 第7級	40万円	80万円		
	業務上または通勤途上の災害により、死亡または後遺障害(1～7級)になり、死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害に対する法定外補償保険金(1～7級)が支払われる場合	災害付帯費用保険金 ^{*2}	死亡に対する法定外補償保険金 が支払われる場合	40万円	40万円
後遺障害に対する法定外補償保険金 (1～3級)が支払われる場合			10万円	10万円	
後遺障害に対する法定外補償保険金 (4～7級)が支払われる場合			5万円	5万円	

*1 通勤災害補償特約セット

*2 災害付帯費用補償特約条項(基本型)セット